

# Europe Trends

発表日: 2020年3月4日(水)

## 英EU間の将来関係協議が開始

～ブレグジット後のシナリオを考える～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部  
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

- ◇ 1月末にEUを離脱した英国は、移行期間終了後のEUとの将来関係協議を正式に開始した。自由貿易の継続を求めている点で両者は一致しているが、公正な競争条件、漁業、金融サービス、司法管轄などを巡って溝は大きい。6月までに協議の進捗を確認したうえで、移行期間を延長するか、協議を打ち切るかを判断する。主権回復を掲げて誕生したジョンソン政権にとって、移行期間の延長は政治的に難しい。加盟国の議会承認が必要な包括的な貿易協定を僅か10ヶ月で締結することも困難とみられる。貿易協定を締結できぬまま移行期間が終了すれば、経済や産業界へのダメージが無視できない。結局、部分合意で関税なし貿易を続け、積み残した案件を継続協議とするのが現実的なシナリオではないだろうか。とは言え、その過程で新たな合意なき離脱への不安が広がることは避けられそうにない。

英国とEUとの移行期間終了後の新たなパートナーシップ関係の構築を目指す協議が2日に正式に開始された。初回協議は5日まで予定され、バルニエ（EU）＝フロスト（英）の両首席交渉官の協議と並行して、貿易、サービスと投資、輸送、エネルギー、漁業、公平な競争条件、法執行と司法協力、EUプログラムへの参加など、11の個別分野の交渉も同時に進められる。協議は2～3週間のサイクルでブリュッセルとロンドンで行われる。今後の協議日程は、3月18～20日、4月6～8日、4月27～30日、5月13～16日に設定されている。これらの協議結果を踏まえ、6月中旬の欧州首脳会議前に予定されるハイレベル会合で全体的な進捗を評価する。

協議の開始に先駆けて英EU双方は交渉方針を発表している。関税や数量割当のない自由貿易の継続を求めている点で両者は一致している。見解の相違が目立つのは、①公正な競争条件（level playing field）、②漁業、③金融サービス、④司法管轄の4点。主な相違点は以下の通り。

### 【公正な競争条件】

EU側は離脱後の英国が規制を緩和し、EU企業が競争上不利な立場に置かれることを警戒している。EU市場にアクセスする以上、環境、労働、国家補助金などに関する規制を緩めないことを求めている。英国側はEUルールを自動的に受け入れることはなく、独自のルールを設定することを求めている。多くの規制分野で英国はEUよりも進んでいると主張する。

### 【漁業】

EU側はこれまで同様に英国の排他的経済水域での操業継続を求めている。現在、英国水域での漁獲量は、英国船籍よりもEU船籍の方が上回っており、EUの漁業者は英国水域に依存している。英国側は離脱後に独立した沿岸国になると主張し、1年毎に英EU間で漁獲割当を協議するこ

とを求めている。英国の漁業関係者の間ではEUの漁獲割当に対する不満が大きい。EUの漁獲割当は、英国の国益を損なうEUルール of 象徴的な存在とされてきた。

### 【金融サービス】

EUの一員であった英国の金融業者はこれまで、“単一パスポート”に基づいてEU市場にアクセスしてきた。EU側は離脱後の英国を他の第三国と同様に扱う。つまり、“同等性評価”（EUと同等のルールがあるか）に基づいて市場アクセスを判断し、30日間の事前通告で一方的に市場アクセスを打ち切ることが可能となる。英国側はより安定的なアクセスを求めている。

### 【司法管轄】

EU側は英EU間の紛争処理が必要となった場合、EU法の解釈を巡って欧州司法裁判所（ECJ）が一定の役割を担うことを求めている。英国側は主権の完全回復を求め、EU法や欧州司法裁判所の司法権が及ぶことを否定している。

過去にEUが締結した貿易協定は、交渉開始から発効までに最短で4年、平均で6年余り掛かっている。僅か10ヵ月間で英EUが貿易協定をまとめるのは至難の業だ。議会承認に要する時間も無視できない。合意内容が物品貿易などEUだけに決定権のある事項に限られる場合（EU-only agreements）、EU理事会の署名後に欧州議会が同意すれば貿易協定は発効する。ところが、交渉内容が一部のサービス貿易や知的財産権などEUと加盟国政府の双方に決定権のある事項（mixed agreements）の場合、欧州議会の同意に加えて、各国の議会承認も必要となる。EUとカナダの貿易協定では、ベルギーの地方議会の反対で協定発効が一時危ぶまれた。過去のFTAと今回のFTAでは交渉上のインセンティブが大きく異なる。過去のFTA協議が期限の定めがなく、貿易障壁のある状態からスタートし、交渉をまとめればより有利な条件で貿易が行える協議だった。これに対し今回の協議は、貿易障壁のない状態からスタートし、移行期間中に妥結できなければ貿易障壁が復活する。双方ともに交渉を妥結しようとするインセンティブがより働く。

英国側は企業の準備期間を考え、9月までに貿易協定の大枠で合意できるかを6月までに判断し、合意が難しいと判断した場合、協議を打ち切り、移行期間終了後にWTOルールで貿易する準備に切り替えることを示唆している。英国とEUが交わした離脱協定によれば、7月1日までに両者が合意した場合に限り、移行期間は1年か2年延長することができる。それを経過した場合、英EU間で新たな協定を結ばない限り、移行期間を延長する法的な枠組みがなくなる。

移行期間を延長せず、年末までに新たなFTAを締結できない場合、来年以降、英国とEU間の貿易はWTOルールに基づいて行われる。EUは英国からの輸入品に、英国はEUからの輸入品にWTOの最恵国関税を適用する。EUは貿易協定を結んでいない米国や中国など同様の最恵国関税を英国からの輸入品に課す。英国は現在、移行期間終了後に貿易協定を締結していない国に適用する新たな最恵国関税の検討を進めている。変更方針を記した政府の公表文書によれば、①2.5%未満の税率を廃止する、②小数点以下の税率を簡素化（四捨五入）する、③農産品の税率を1桁台に引き下げる、④英国企業が生産に必要な投入品の税率を軽減する、⑤国内で生産していない/生産量の少ない物品の税率を廃止することが検討されている模様だ。貿易協定なしに英国市場にアクセス

する関税コストは、EU市場に比べて低下する可能性が高い。とは言え、貿易協定を締結できない場合、英国はEU諸国との関税なし貿易のメリットを失い、税関検査なども貿易協定締結時に比べて厳しくなり、EU市場へのアクセスもこれまでより制限が掛かる。主にEUの製造・輸出拠点として英国に進出している日本企業にとっては大きな打撃となろう。

英国は移行期間中にEUが貿易協定を締結済みの国と改めて貿易協定を締結し直さなければ、貿易上の特権を維持することができない。既に韓国、スイス、イスラエル、チリなど一部の国とは、EUと締結済みの貿易協定をそのまま引き継ぐことで合意しているが、日本とは2019年に発効した日EUの経済連携協定(EPA)に代わる新たな協定を締結する必要がある。EUとの将来関係協議の進捗次第で、日英間の新たな協定の締結時期が遅れるリスクもある。英国はこれまでEUが貿易協定を締結できていない国との貿易関係強化も目指している。近く米国と貿易協議を開始する予定だが、今年秋に大統領選挙を控える米国との交渉は難航が予想される。

年末までの重要日程は、6月中に予定されるハイレベル会合での協議の進捗確認、6月末までに予定される英国政府の協議継続/打ち切りの判断、6月末を目途とするEUによる英国の金融サービスと個人情報保護ルールに関する同等性評価、7月1日を期限とする移行期間の延長是非の判断、7月1日を目途とする英国の排他的水域での漁業アクセスに関する協議、議会承認を考えた場合にEU側が合意期限とする10月中旬の欧州首脳会議、12月末の移行期間終了など。離脱協議同様に、英EU双方が交渉を有利に進めるための駆け引きや自国民向けの強気発言を繰り返すことが予想され、今後の交渉の行方には不透明感がつきまとう。特に6月の時点で両者の溝が埋まらず、移行期間の延長が見送られたり、協議の打ち切りが示唆された場合、金融市場や産業界に不安が広がることは避けられない。

紆余曲折はあるにせよ、年末時点の想定シナリオとしては、①移行期間中に将来関係協議がまとまらないが、移行期間も延長せずにWTOルールでの貿易を開始する、②移行期間中に将来関係協議がまとまらず、移行期間を延長したうえで協議を継続する、③移行期間中に部分的な合意を交わし、その合意内容に基づいた貿易関係を開始するが、積み残した案件は継続協議とする、④移行期間中に多くの内容で合意する一が考えられる。離脱実現と主権回復を掲げて誕生したジョンソン政権にとって、移行期間の延長は政治的に難しい。協議期限の短さを考えれば、加盟国の議会承認が必要な包括的な貿易協定の締結は困難とみられる。経済や産業界へのダメージを考えれば、貿易協定を締結せずに移行期間を終了することは出来れば避けたい筈だ。となると、部分合意でほぼ関税なし貿易を続け、移行期間延長という体裁を取らずに積み残した案件を継続協議とする③が現実的な落としどころではないだろうか。

以上